

第4期 垂水市地域福祉計画

9年度 ▶ 13年度

(骨子案)

令和 年 月
鹿児島県 垂水市

第1章 計画策定の趣旨

※第1章は、計画の背景、位置付け（他の計画との関連）、計画期間、策定体制等の基本的な事項を掲載します。

1 計画の背景

垂水市（以下「本市」という。）では、令和4年3月に「第3期垂水市地域福祉計画」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまち 垂水」の基本理念の下、高齢者や障がいのある人、子ども及び生活困窮者などに関し、第6次垂水市総合計画をはじめ福祉分野の各個別計画などに基づき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に努めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加といった社会構造の変化により、従来の家族や地域のつながりが薄れ、地域における支え合いの機能や活力の低下が懸念されています。それに伴い、ひきこもりや8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、孤独死といった複数の要因が絡み合う複合的な生活課題が深刻化しています。しかし、高齢者・子ども・障がいのある人といった対象者ごとに区分された従来の縦割り福祉制度では、これらの複雑なニーズに対応しきれず、制度の狭間に取り残される問題が顕在化しています。

国においては、従来の「支え手」と「受け手」という固定的な役割分担を超え、誰もが役割を持ち、人と人、人と社会がつながりながら共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指した取組が進められています。これまでの社会福祉法の改正では、平成30年4月には、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉分野の上位計画として位置付けられたほか、令和2年6月には、相談支援、参加支援、地域づくりへの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されるなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備が推進されています。また、令和8年6月には、頼れる身寄りのない高齢者等への支援が国の事業として位置付けられ、制度の狭間の問題解決のための包摂的な社会づくりに向けた取組がより一層強化されています。

このような背景を踏まえ、本市においても、地域共生社会の実現に向け、地域の課題を我が事として捉え解決を試みることができる地域づくりを推進するため、令和9年度から取り組む新たな「第4期垂水市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の性格

地域福祉の基本的な目的は、「住み慣れた地域社会の中で、家族・近隣の人々・知人・友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族及び地域の一員として、普通の生活（くらし）を送ることができるような状態を創っていくこと」です。このような地域福祉の目的を実現するためには、福祉分野だけではなく、まちづくりなどの幅広い分野と連携し、総合的な住民の生活環境の向上を目指す視点が必要です。

地域福祉計画は、住民の福祉課題や生活課題に対応し、「地域で人々が安心して、幸せに暮らすことのできる環境づくり」を目指すものであるため、市が一方向的にサービスを供給する仕組みを定めるのではなく、個人や家族が取り組む「自助」、地域住民が助け合う「互助」、地域で支え合う「共助」、行政が取り組む「公助」の連携によって課題解決の仕組みをつくることが大切です。

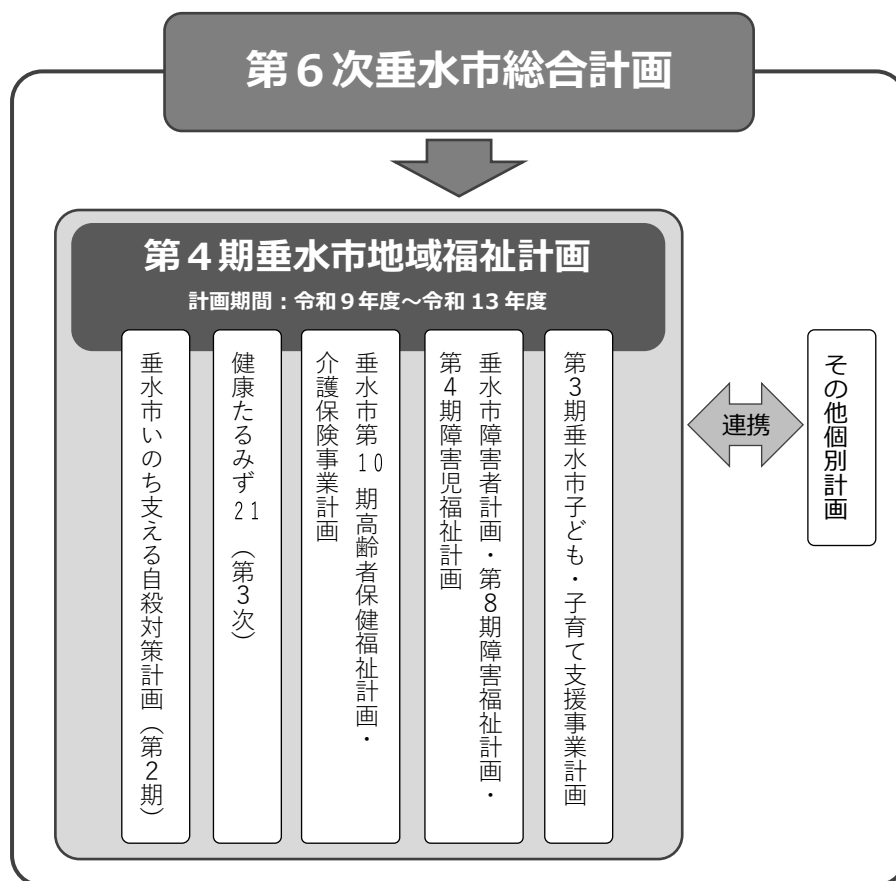
このような特徴を持つ地域福祉計画は、住民の視点に立った地域の暮らしづくりのために、福祉に関連する分野の方向性を示し、住民参加のもと福祉環境の向上を目指す計画です。



3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、福祉の観点からみた新たなまちづくりの方向性を指し示す総合的な計画です。本市の最上位計画である「第 6 次垂水市総合計画」における福祉分野の基本目標に基づき、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康たるみず 21、いのち支える自殺対策計画等福祉関連分野の総合的な指針を指し示すものです。なお、本計画は福祉分野の上位計画と位置付けます。

したがって、目標値の達成等については、それぞれの計画において推進していくものとします。



4 S D G s（持続可能な開発目標）との関連

S D G s（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会全体の開発目標です。誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現するために、17 の目標と 169 のターゲットから構成され、2030 年（令和 12 年）までの達成を目指しています。

S D G s の「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す「地域共生社会」の実現につながるものです。

本計画に関する S D G s のゴールは、次のとおりです。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度を初年度として令和13年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
第6次垂水市総合計画									
	改定					改定			
第3期		第4期垂水市地域福祉計画				第5期			

6 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会

本計画の策定にあたり、計画策定に係る諸事項の審議・検討を行うことを目的として、有識者や各種関係団体の代表等で構成する垂水市地域福祉計画策定委員会を設置・開催しました。

(2) 市民アンケート調査

市民の地域に対する意識や地域福祉に対する参加の意向、福祉分野の生活課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

(3) 団体ヒアリング調査

地域福祉の推進に関わる関係団体を対象に、具体的な課題等を把握するためヒアリング調査を実施しました。

(4) 住民懇話会

地域で実施している会合の参加市民を対象に、地域や日常生活で困っていること等を把握するため住民懇話会を開催しました。

(5) パブリックコメント

本計画に広く市民の意見を反映するため、市役所ロビー、牛根・新城両支所、垂水市市民館、市ホームページにおいて意見募集を行いました。(※実施予定)

7 計画策定の経緯

開催日等	開催事項等	開催内容
令和8年7月	市民アンケート調査	※開催内容を記載予定
令和8年7月～8月	住民懇話会	
令和8年8月	団体ヒアリング調査	
令和8年10月2日	第1回策定委員会	
令和8年10月20日 ～令和8年11月8日	パブリックコメント	
令和 年 月 日	第2回策定委員会	
令和 年 月 日	第3回策定委員会	

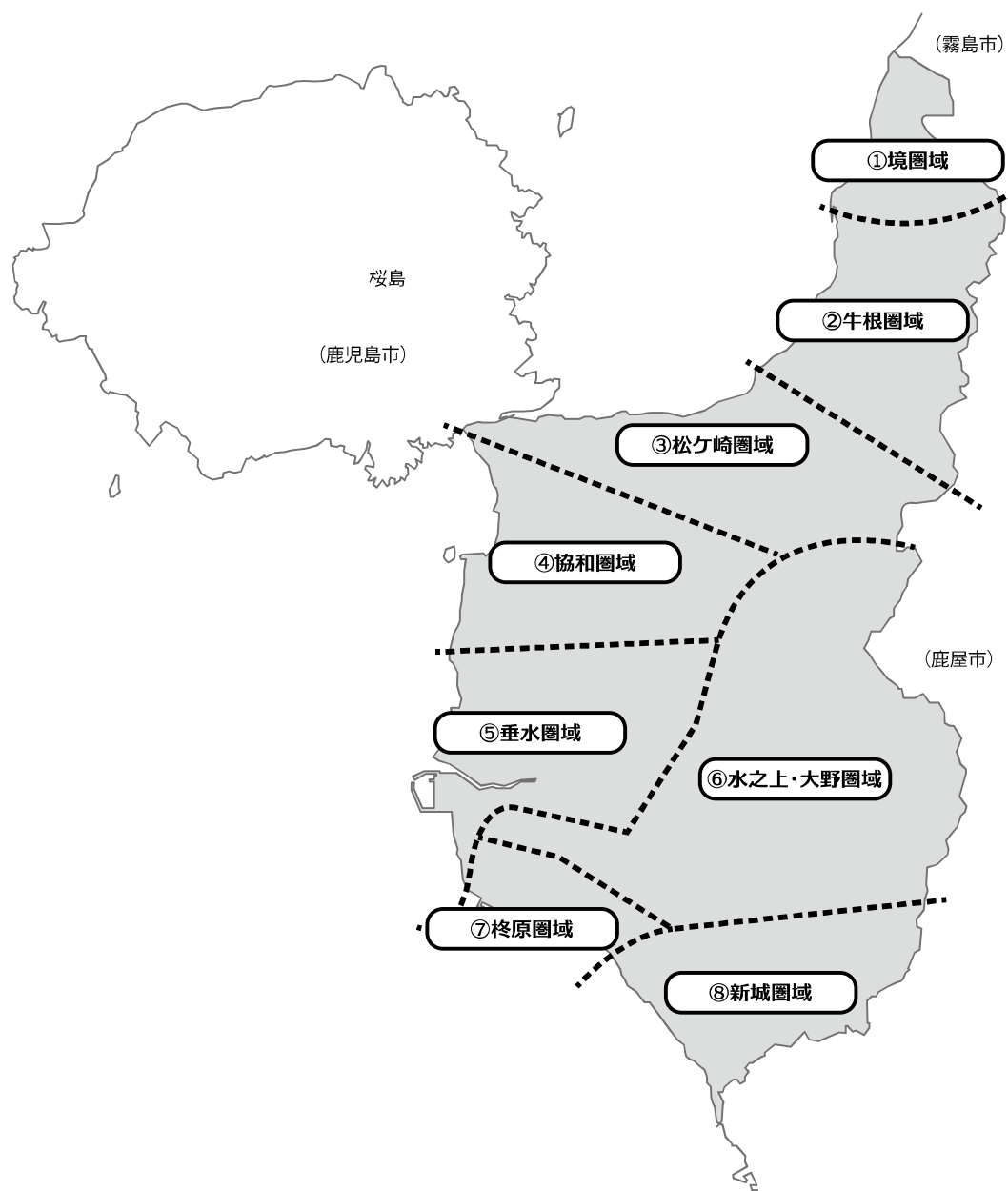
8 地域福祉圏域の設定

圏域の設定にあたっては、高齢者、障害者（児）、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理や整合化とともに、福祉サービスや専門的な支援の提供などの機能に応じて、地域を重層的に捉えていく視点や振興会、小学校区等、民生委員・児童委員の担当区域設定との兼ね合いとの調整のほか、人口や地理的条件、歴史や生活文化、交通事情等さまざまな条件を総合的に検討することが必要です。

そこで、垂水市においては地域人口や地理的条件、福祉課題、産業分布、交通網などを勘案し、地域福祉圏域の設定をすることで福祉サービスの充実を図りたいと考えます。

住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を福祉の基礎単位と位置付け、住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりのため、本計画では、小学校区を基準とした以下の8つの圏域を設定しています。

地域福祉圏域の設定



第2章 地域福祉を取り巻く現状

※第2章の1～3は、本市の人口や高齢者の状況等に関連するデータ（グラフ等）を掲載します。

1 位置・地勢

2 人口の動向

- (1) 人口構造及び高齢化率の推移
- (2) 人口構造及び高齢化率の推計
- (3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移
- (4) 高齢者のいる世帯の推移
- (5) 地域福祉圏域別人口の状況

3 福祉に関する動向

- (1) 要介護（要支援）認定者の推移
- (2) 障害者手帳等所持者の推移
- (3) 生活困窮者を取り巻く現状
 - ア 生活保護受給世帯数の推移
 - イ 有効求人倍率の推移（全国・県・鹿屋管内）
- (4) 子どもを取り巻く現状
 - ア 出生数と出生率
 - イ ひとり親世帯の状況
- (5) 避難行動要支援者名簿の登録状況
 - ア 登録について
 - イ 登録状況
- (6) 民生費及び扶助費の推移

4 市民アンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果概要

※第2章の4は、市民アンケート調査等の調査概要や結果概要を掲載します。

- (1) 調査の概要
- (2) 集計上の留意点
- (3) 調査結果概要（抜粋）

市民アンケート調査より

- ① 地域で生活する上で困っていること
- ② ふだんの近隣との付き合いの程度
- ③ 困っている時によく相談する相手
- ④ 手助けやお手伝いできること、お手伝いしてほしいこと
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度の認知度
- ⑥ 成年後見制度の認知度
- ⑦ 再犯防止の取組の認知度
- ⑧ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な行政の取組

団体ヒアリング調査より

- ① 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと
- ② 活動をしていく上で、市に望むこと

5 住民懇話会の結果概要

※第2章の5は、令和8年7～8月に実施した住民懇話会の結果を掲載します。

6 各種データからみえる本市の課題

※第2章の6は、統計データやアンケート調査等から把握できた課題を掲載します。

- (1) 統計データより
- (2) 市民アンケート調査より
- (3) 団体ヒアリング調査より
- (4) 住民懇話会より

第3章 計画の基本的な考え方

※第3章は、基本理念や基本目標、施策の体系図等を掲載します。

1 基本理念

市民の生命・財産・暮らしを守る安心・安全の取組や、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、互いに支え合いながら市民生活を送ることのできる取組を進めていくことが必要です。

最上位計画である「第6次垂水市総合計画」における福祉分野の基本目標に従い、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

これまでの経験を踏まえ、高齢者や障害者を含む全ての市民がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の特性を生かし地域の魅力を高めるとともに、人と人とのふれあいやふるさとへの愛着を持ち続け、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

基本理念

安心して暮らすことができるまち 垂水

2 基本目標

※内容は検討中です。

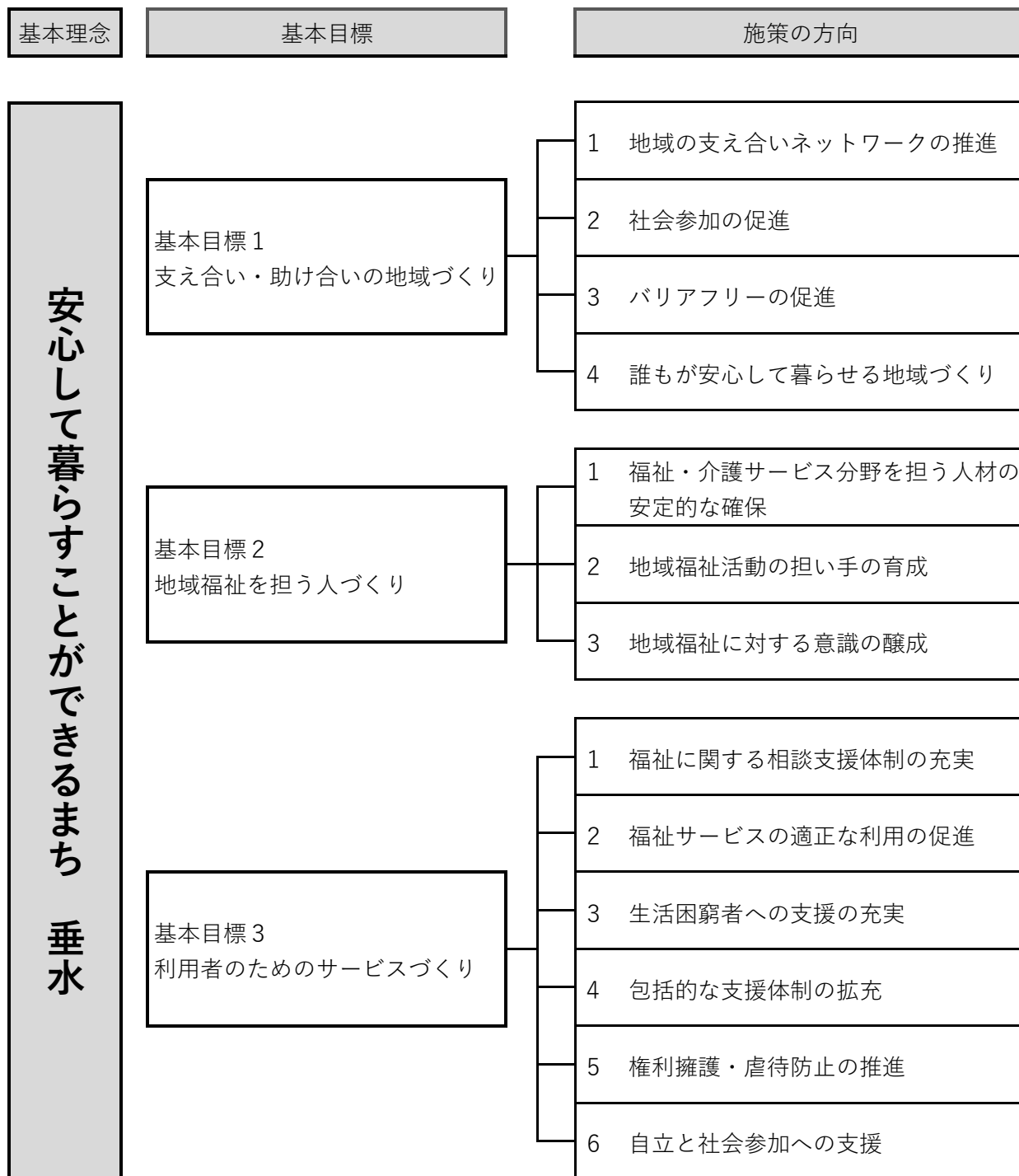
基本目標 1 支え合い・助け合いの地域づくり

基本目標 2 地域福祉を担う人づくり

基本目標 3 利用者のためのサービスづくり

3 施策の体系図

※内容は検討中です。



第4章 施策の展開

※第4章は、基本目標ごとに、現状、課題、具体的な取組内容を掲載します。
内容は検討中です。

基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

1 地域の支え合いネットワークの推進

- (1) 自治組織（振興会・公民館）との連携強化
- (2) 社会福祉協議会の機能強化
- (3) 民生委員・児童委員活動の推進
- (4) 地域福祉を推進する団体活動の推進・構築・連携
- (5) ボランティア・NPO活動の推進・構築・連携
- (6) 地域住民による支え合い活動の推進
- (7) 地域福祉ネットワークの構築
- (8) 緊急時の支援体制の確立

2 社会参加の促進

- (1) 地域福祉に関する情報提供
- (2) 地域住民の交流活動の推進
- (3) 生きがいづくりの促進
- (4) 地域施設の有効活用

3 バリアフリーの促進

- (1) 地域における快適な生活環境の実現
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 広報啓発活動の推進

4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- (1) 高齢者等見守りネットワークなどの見守り活動
- (2) 防災訓練への参加の呼びかけ
- (3) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- (4) 防犯対策事業

基本目標 2 地域福祉を担う人づくり

1 介護・福祉サービス事業者の育成

- (1) 介護・福祉サービスの質の確保と向上
- (2) 多様なサービス提供事業者の参加促進
- (3) 介護・福祉サービスを担う人材育成と確保

2 地域福祉活動の担い手の育成

- (1) 地域福祉活動への参加促進
- (2) ボランティア活動への参加促進
- (3) 地域福祉活動を担う人材の育成

3 地域福祉に対する意識の醸成

- (1) 垂水市人権同和教育事業
- (2) 生涯学習事業

基本目標 3 利用者のためのサービスづくり

1 福祉に関する相談支援体制の充実

- (1) 福祉に関する総合的な情報提供体制の充実
- (2) 福祉サービス利用者のための相談体制の充実
- (3) ケアマネジメント体制の充実
- (4) 子育て世代の相談体制の充実

2 福祉サービスの適正な利用の促進

- (1) 支援ニーズの把握
- (2) 苦情解決制度の利用促進

3 生活困窮者への支援の充実

- (1) 生活困窮者支援の推進
- (2) 生活困窮者の就労支援

4 包括的な支援体制の構築

- (1) 「断らない・誰も取り残さない」相談体制づくり
- (2) 重層的支援体制の整備

5 権利擁護・虐待防止の推進

- (1) 権利擁護制度の利用促進に向けた体制づくり
- (2) 相談機能の強化
- (3) 成年後見制度等の適切な利用の支援
- (4) 虐待やDV防止等に向けた取組の推進
- (5) 要保護児童対策地域協議会
- (6) 高齢者虐待防止の推進

6 自立と社会参加への支援

- (1) 民間協力者の活動促進等
- (2) 広報・啓発の充実
- (3) ひきこもり支援体制の整備

第5章 計画の推進及び目標の設定

※第5章は、計画を推進するための体制、PDCA サイクル、目標数値等を掲載します。

1 協働による計画の推進

- (1) 地域住民への意識啓発と情報共有
- (2) 地域福祉を推進する取組への支援
- (3) 福祉関係団体との連携

2 関係機関における計画推進体制の充実

- (1) 関係機関の連携強化
- (2) 個別計画への反映

3 計画の評価と見直し

- (1) 計画の実施、点検・評価、見直し
- (2) 目標の設定

※最終的には「資料編」として策定委員会設置要綱や用語解説等を掲載する予定です。
(骨子案や素案の検討段階では「資料編」は含みません。)